



KOKUHO-DAYORI

#### 今月の被保険者数

(平成30年6月末現在)

人 口 141,726

世帯数 61,484

被保険者数 43,025

24,030 国保世帯数



## 原作問題と思しなら

#### 次のいずれかに該当する場合は所得の申告をしましょう!

- 1. 国民健康保険に加入している方
- 2. 後期高齢者医療制度に加入している方
- ※400万円以下の年金収入のみの方または会社で源泉徴収されている給与収入のみの方は、申告は不要と なりますが、医療費控除などを受ける場合には申告が必要ですので、ご注意ください。

#### 所得の申告が無い場合には・・・ 保険料の軽減措置が受けられなくなります

保険料の軽減措置は、国保加入者の世帯の所得が一定以下の場合に保険料の軽減を受けられる制度です。 ただし、国保加入世帯に未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、保険料の軽減措置を受ける ことができません。同じく後期高齢者医療制度の被保険者とその世帯主が未申告の場合も軽減措置を受ける ことができません。

#### 保険料の軽減措置のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

国民健康保険の場合・・・国民健康保険の世帯主と加入している方全員 後期高齢者医療制度の場合・・・対象となる後期高齢者の方と世帯主

#### 所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります

医療の給付のうち高額療養費は、国保加入者や後期高齢者医療制度加入者の

高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する制度です。ただし、国保加入世帯に 未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、最高限度額が適用されることがあります。後期高齢 者医療制度加入の方も適切な給付を受けるために、被保険者本人と同じ世帯の方全員の申告をお願いします。

#### 医療費負担の軽減のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

国民健康保険の場合・・・国民健康保険の世帯主と加入している方全員

後期高齢者医療制度の場合・・・対象となる後期高齢者の

方と同じ世帯の方全員

お問い合わせ:

国民健康保険課 電話:939-1212

保険料係

(内線2108・2119・2120)

無に関わらず8月中に申告を行ってください。

※所得申告がまだお済みでない方は、所得の有

後期高齢医療係

(内線2118・2128)

# 受什て安心8子宮頭がん。別がん後診

## ~あなたは、子宮頸がん・乳がん検診を受けていますか?~

女性が生涯を通じて健康で充実した日々を過ごすためには、健康であることが柱になります。

健康を守る一つの方法として、女性のがん検診を受けて自分のからだを守ることをおすすめします。

## ① 子宮頸がん・乳がん検診……2年に1度の検診です!!

#### ★対象者の年齢(H31年3月31日時点の偶数年齢) 有効期限…平成31年3月31日まで

	子宮頸がん検診	乳がん検診	検診料金(自己負担)*				
20代	20・22・24・26・28歳		・子宮頸がん検診:2,000円				
30代	30・32・34・36・38歳						
40代 以上	40・42・44・46・48・ 50歳…の偶数年齢	40・42・44・46・48・50歳…の偶数年齢	ー・乳がん検診 (マンモグラフィ検査): 1,500円				

<sup>\*</sup>ただし、生活保護世帯の方、前年度市民税非課税世帯の方、70歳以上の方、後期高齢者医療保険に加入の方については、検診は無料で受けられます。

## 青い封筒に入っている「がん検診等受診券」を確認!!





記載されています!!今年度対象者は

## ② 女性のがん検診無料クーポン券事業

女性のがん予防の強化版!!

「無料クーポン券」、及び「検診手帳」を、下記年齢の女性の方に5月下旬に通知しました。 対象者は、子宮頸がん検診または乳がん検診が無料で受けられます。

#### 有効期限…平成31年2月28日まで

	子宮頸がん検診	乳がん検診(マンモグラフィ検査)
対象者の 生年月日	平成9年4月2日~平成10年4月1日	昭和52年4月2日~昭和53年4月1日

★年度後半は混みあいますので、早めの受診をよろしくお願いします。

\*検診内容や受診券の再発行等に関しては下記までお問い合わせ下さい

問い合わせ先 沖縄市役所 市民健康課 健診係 電話:939-1212 (内線2240)

## 平成30年度 沖縄市国民健康保険収納対策緊急プラン

沖縄市では収納対策緊急プランを策定し、国民健康保険料の収納率向上に取り組んでいます。 重点対策は以下のとおりです。

#### 1. 国保資格及び国保料賦課の適正化

- (1)他保険加入者の発見に努め、早期の資格喪失届の提出を勧奨します。
- (2)未申告世帯への電話及び文書による申告勧奨を行い賦課の適正化を図ります。

#### 2. 収納体制の充実・強化

(1)保険料の納付相談や納付機会の拡大を図るため、下記のとおり夜間窓口を開設します。

場 所:沖縄市役所庁舎1階国民健康保険課窓口

開 設 日:毎週水曜日【祝日、慰霊の日(6月23日)・12月28日~1月3日はお休みとなります】

受付時間:17時15分~20時まで

取扱業務: ①保険料の納付相談 ②保険料のお支払 ③保険証の更新

- (2) コンビニ収納の実施により、被保険者の利便性の向上を図ります。
- (3) 口座振替を促進するため、ペイジーロ座振替サービスを開始しました。 また、窓口で口座振替への勧奨を積極的に行います。
- (4) 電話催告センターの催告により、滞納が累積しないよう納付を促します。



(1)滞納者の財産調査を実施し、預金・給与・売掛金・生命保険解約返戻金・国税還付金・不動産・自動車等の 差押えを行います。

4. その他の取り組み

「国保だより」や「国保のしおり」を配布し、国保制度及び事業に関する周知、啓発を行います。

## 国民健康保険料の口座振替お申し込みが

平成30年度より、キャッシュカードを利用して、

国民健康保険料の口座振替の申し込みができる「ペイジーロ座振替受付サービス」を始めました。預貯金通帳 や銀行届出印が不要となり、簡単にお申込みができます。

この機会に、納付の手間や納め忘れがない口座振替をぜひご利用ください!

#### 申込方法

申込書の記入

窓口で申込書に住所、氏名 希望する税目等を記入します **2** 専用端末操作 端末にキャッシュカードを 通します。 **3 暗証番号入力** 端末に4桁の暗証番号を 入力します。

- ※身分証明書で本人確認をさせて頂きます。
- ※クレジットカードはご利用できません。
- ※この方法でお手続きができるのは、口座名義人ご本人様となります。

#### お持ちいただくもの

- ○□座振替を希望する□座 のキャッシュカード
- ○身分証明書 (本人確認ができるもの)

#### 受 付 税 目

- 1. 国民健康保険料
- 2. 後期高齢者医療保険料

#### 受 付 場 所

国民健康保険課



#### 利用可能な金融機関

- ○沖縄銀行 ○沖縄海邦銀行 ○ゆうちょ銀行 ○コザ信用金庫 ○沖縄県労働金庫
- ※琉球銀行又は、沖縄県農業協同組合を希望する場合は、「口座振替依頼書での申込方法」によりお手続きをお願いします。

## 国民健康保険料。コシビ三用納付書の取扱いについて

24

国民健康保険料は、県内金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納付できます。

納付通知書と納付書は、綴じられていない単票形式となっておりますので、期別・納期限を

で確認の上、納付する期だけの納付書を各金融機関、コンビニエンスストアへお出しください。

※期を誤って納付した場合でも**他の期への充当はできません**ので、納付書を十分ご確認下さい。

- ※口座振替、年金からの特別徴収のみの方は納付書を同封しておりません。
- ※県外在住の方は、これまでどおり郵便局(ゆうちょ銀行)をご利用下さい。



## 70歳以上の方の 医療費の自己負担限度額が変わります

平成30年8月より、現役並み所得の区分が細分化され、現役並み所得者と一般の方の医療費の自己負担限度額(月額)が一部改正となります。

現役並み所得区分I・IIの方は「限度額適用認定証」、低所得区分I・IIの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口でこの証を提示すると、外来や入院時のお支払いを医療費の自己負担限度額までにとどめることができます。

認定証提示が行えなくても、1カ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

#### 平成30年7月まで

	W20-1-1-10-1				
所得区	分	外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯ごと)		
現役並 所得	-	57,600円	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% 《44,400 円》 ※1		
一般		14,000円 (年間上限 144,000円)※2	57,600 円 《44,400 円》 ※1		
低所得	Π	8,000円	24,600円		
低所得	Ι	8,000円	15,000円		

#### 平成30年8月から



	所得区分	外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯ごと)	
現	現役並みⅢ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% ≪140,100 円≫ ※1		
役並み所	現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ≪93,000円≫ ※1		
得	現役並み I (課税所得 145 万円以上)	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% ≪44,400 円≫ ※1		
	—般	18,000円 (年間上限 144,000円) ※2	57,600 円 《44,400 円》 ※1	
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得 I	8,000円 15,000円		

- ※1 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目からの自己負担額は
  - ≪ ≫内の金額に引き下げられます。≪高額多数回該当≫
- ※2 年間(8月~翌年7月)を通しての限度額は144,000円になります。

## ◆問合せ:国民健康保険課

- ・70歳以上75歳未満の方:給付係(内線2107・2112)
- ・75歳以上の方:後期高齢医療係(内線2118・2128)

